

認定こども園等の2号・3号の 利用調整について

平成27年2月2日

1. 新制度での利用調整の目的

・2号・3号認定(保育の必要性の認定)を受けた子どもが、特定教育・保育施設(確認を受けた認定こども園・幼稚園・保育所)及び特定地域型保育事業(確認を受けた小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育)を利用するにあたって、下記の2点が求められている。

①運営基準に基づき、利用定員を上回る場合、保育の必要度の高い順に受け入れることを求める。

②児童福祉法に基づき、すべての市町村が利用調整を行う(特定教育・保育施設等には協力義務等が発生)

・以上のことにより、保育所のほか、保護者と直接契約を行う施設(認定こども園)及び事業(地域型保育事業)のいずれを利用する場合でも、保護者の希望先を聴取し、利用調整を行うことになる。

⇒**直接契約を行う施設及び事業についての市町村の関与・調整について、次ページの2つのパターンから決定する。**

※設定にあたっては、地方版子ども・子育て会議で調整方法を説明した上で、選択することになっている。

2. 利用調整のパターン

パターン1

すべての施設・事業類型を通じて利用調整を行う方法（従来から想定されている標準的な調整方法）
（例）Aさん：「保育所を第1希望、認定こども園を第2希望」 保育の必要度がBさんより高い
Bさん：「認定こども園を第1希望、保育所を第2希望」 保育の必要度がAさんより低い
⇒Aさんが優先的に選考される。（施設・事業類型希望を問わず、“保育の必要度”に応じて決定）

パターン2

直接契約である認定こども園及び地域型保育事業で、まずは、それぞれの第1希望の保護者の中から利用調整を行い、その中で保育の必要度の高い順に決定する方法
（例）Aさん：「保育所を第1希望、認定こども園を第2希望」 保育の必要度がBさんより高い
Bさん：「認定こども園を第1希望、保育所を第2希望」 保育の必要度がAさんより低い
⇒認定こども園の場合には、AさんよりBさんが優先的に選考される。
（“施設・事業類型希望”を優先し、その後保育の必要度に応じて決定）

<事務局(案)>

現在は、直接契約の施設及び事業について、パターン2(各施設及び事業)で入所の調整を行っており、利用者の混乱を避けるためにも、平成27年度については、引き続きパターン2の方法による利用調整を行いたい。

なお、パターン2を実施するには、次ページの要件を満たす必要がある。

3. パターン2の方法による調整ができる実施要件

「(1)利用状況に余裕のある市町村」または「(2)待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村」

(1)利用状況に余裕のある市町村

＜過去3年間、以下の2つの要件を満たす市町村＞

①4月1日時点での待機児童が0人であること ⇒×

平成24年度:25人 (3歳以上:12人、3歳未満:13人)

平成25年度:40人 (3歳以上:14人、3歳未満:26人)

平成26年度: 0人 (3歳以上:0人、3歳未満:0人)

②保育所等の利用定員数が利用児童数を上回っていること ⇒○

平成24年度:保育所利用定員数:6,175人 > 保育所利用児童数:5,978人

平成25年度:保育所利用定員数:6,185人 > 保育所利用児童数:5,975人

平成26年度:保育所利用定員数:6,195人 > 保育所利用児童数:6,114人

⇒①の条件を満たさないため、「(1)利用状況に余裕のある市町村」には該当しない。

(2)待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村

【対象市町村】

以下の①または②どちらかを満たす市町村

＜①過去3年間、以下の要件をすべて満たす市町村＞ ⇒×

・過去3年間、4月1日時点の待機児童が0人であること ⇒×

・パターン2による利用調整の対象となる認定こども園等の利用定員が、
地方単独事業による認可外保育施設(本市での認証保育所)の定員を上回っていること ⇒○

～参考～

平成24年度:認定こども園等利用定員数:950人 > 認可外保育施設定員数:0人(単独事業未実施)

平成25年度:認定こども園等利用定員数:960人 > 認可外保育施設定員数:0人(単独事業未実施)

平成26年度:認定こども園等利用定員数:960人 > 認可外保育施設定員数:286人

＜②以下の要件をすべて満たす市町村＞ ⇒○

・待機児童が50人未満(特定市町村に該当しない場合)であり、かつ、
翌年4月時点で待機児童0人を達成又は維持できる見込みがある市町村 ⇒○

・パターン2による利用調整の対象となる認定こども園等の利用定員が、
地方単独事業による認可外保育施設の定員を上回っていること ⇒○

※ただし、翌年4月に待機児童0人が達成又は維持できない場合、翌々年度の募集にあたっては、
パターン1による利用調整方法によることになる

⇒②の条件を満たすため、「(2)待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村」に該当。
ただし、(2)に該当してパターン2を実施するためには、次ページの要件を満たす必要がある。

【想定要件】

以下の要件をすべて満たすこと

- A. 地方版子ども・子育て会議での調整方法(パターン2)を提示、了解を得ること
(対応方針)
⇒本日審議
- B. 利用者支援事業を活用し、保護者の幅広い選択をサポートすること(情報格差を生じさせない)
(対応方針)
⇒利用者支援事業を充実し対応予定
- C. 認定こども園(保育認定部分)、地域型保育事業の利用調整の結果、選考から漏れた場合、保護者に通知した上で、選考に漏れた保護者を保育所(第2希望以下の施設)の利用調整で救済できるようにすること
(対応方針)
⇒通知を行い、保育所の利用調整による救済を実施予定

※いずれの想定要件も対応可能

4. 本市の調整方法(案)について

＜本市の状況まとめ＞

- (1) 利用状況に余裕のある市町村における対応 ⇒ 要件を満たせない
- (2) 待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村における対応 ⇒ 要件を満たす(②の場合)

(2)②にて、要件を満たすことができ、“パターン1”と“パターン2”どちらでも実施できる。
ただし、地方版子ども・子育て会議で調整方法を提示、了解を得ることが必要で、平成27年度の待機児童0を達成できなかった場合は、1年のみの対応となる。

＜対応方針(案)＞

「(2)待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村」に該当するため、パターン2が実施可能

⇒ 本日の会議を経て、平成27年度の調整方法は“パターン2”とする。

※なお、平成27年度の待機児童0を達成できなかった場合は、1年間のみの対応(平成28年度からはパターン1)となる。